

（裏）

鉄道事業法抜粋

第 56 条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、鉄道事業者又は索道事業者（許可受託者を含む。）の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による立ち入り、検査又は質問を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、その職員に、鉄道事業者又は索道事業者から業務の委託を受けた者（許可受託者を除く。）の事務所その他の事業場に立ち入り、その委託を受けた業務の状況若しくは当該業務に係る事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、専用鉄道設置者の事務所その他の事業場に立ち入り、専用鉄道の施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 前3項の規定により立ち入り検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第1項から第3項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 70 条 次の各号のいずれかに該当する者は、100 万円以下の罰金に処する。

十六 第 56 条第1項から第3項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

（表）

8.6 センチメートル

5.4 センチメートル

写真

第 \_\_\_\_\_ 号  
官職 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 年 月 日生

鉄道事業法第 56 条第 4 項の規定による

検 査 員 証

\_\_\_\_\_ 年 月 日 発 行  
\_\_\_\_\_ 年 月 日 限 有 効

国土交通大臣（地方運輸局長）
印

5.4 センチメートル